

総務省独立行政法人評価委員会
平和祈念事業特別基金分科会（第17回）

平成20年6月26日

【亀井分科会長】　今回は第17回総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会を開催させていただきます。

まず、分科会開催に必要となります定足数の確認をさせていただきます。今回、本委員3名の委員の方が全員ご出席でございますので、法令に定められております定足数を満たしております。本分科会が有効に成立していることを確認させていただきます。

平成20年2月20日に開催された第16回分科会の議事概要（案）につきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【坂本参事官補】　資料1を御覧いただければと思います。前回第16回の概要ですが、平成20年2月20日（水）16時から、総務省の共用801会議室で開催させていただきました。

1、19年12月文書開催の第15回分科会、の議事概要（案）について確認した。

2、独立行政法人平和祈念事業特別基金の次期中期目標（案）及び中期計画（案）について審議し、（案）のとおり了承された。

以上でございます。

【亀井分科会長】　ただいまの議事概要（案）につきまして、何か、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、特段ご意見がないようでございますので、前回の議事概要はこれで確定をさせていただきます。

それでは、次の議題でございますが、独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成19事業年度の業務の実績と、平成15～19事業年度にわたる第1期中期目標期間の業務の実績に関する評価についてでございます。

今回は、それぞれの業務実績に対する平和基金による自己評価について、基金からヒアリングをさせていただくということとしたいと思います。

なお、親委員会の堀部委員長から各分科会長あてに今回の評価作業についての連絡事項がございました。これによりますと、今回の評価作業につきましては、まず第一に、随意

契約も含めた契約の適正性についてと、2つ目に、昨年度の評価に対して政策評価・独立行政法人評価委員会から出された二次評価意見、総人件費の削減と給与水準の適正性についても、しっかり評価する必要があるとございます。特に随意契約の見直し、適正性については、資料2-2を用意していただいておりますので、これもあわせてご説明をいただきたいと思っております。

【笹本理事】 個別に暫時御説明させていただきます。

19年度の単年度の1ページの業務経費の削減でございますが、18年度に比べて25.8%の減でございます。これは、特別記念事業の経費65億を除かせていただいております。

具体的な効率化策ですけれども、経費総額のさらなる削減を図るために平成19年7月に事務室を新宿住友ビルから、総務省第2庁舎に移転することによって、ビルの賃貸料等に係る経費を6,400万削減した等々ということで、トータルの経費としましては、対前年25.8%の削減でございます。

次のページで、お目通しのとおりで、さまざまな努力をしたということで、先ほどの金額になります。

人件費につきましては、定員を19名から1名削減いたしました関係で、対前年比では300万円の減でございましたが、人勸を除いた部分の対17年度比は1.6%減でございまして、目標2%減の観点から言いますと、達してないということでもあります。

対国家公務員指数のラスパイレスの関係でございますが、年齢だけで対国家公務員とのラスを見ると、基準は100でございますが、19年度は115.8ということで、率においては目標に達してない観点から見ましても、後段で年齢以外の地域とか学歴とか言っているのですが、残念ながら目標には達してないということで、3ページ目の上のB評価ということでございます。B評価の以下の評価の結果の説明は、私が今ご説明してきた内容でございます。

4年6カ月については、資料3のほうですが、以下の説明は、19年度と4年6カ月を対比させて説明させていただきます。

4年6カ月の1ページ、4年6カ月の目標である14年度比に最終年度業務経費を85%。以下とすることについては、40%の削減し大幅にクリアしてございます。

もう1つの目標の人件費につきましては、17年12月に目標の数値が改定されまして、平成17年度比で、最終事業年度までに2%以上削減をするというのが中期計画でござい

ます。

19年度人件費は、17年度比では100万円の増額になっており、率で見ましても、1.6%減で、目標の2%減には至っておりません。

トータルの評価としましては、中期計画の目標というのは重いということで4年6カ月の本項目に関します評価はBでございます。今言った内容が評価結果の説明のところに書いてございますが、業務経費について4割と大幅な削減をした点というのは価値があるのではないかと思います。しかしながら、先ほどご説明したとおりでございます。大きな目標でありました人件費については、目標は未達であったということで、総合的な評価としましては、Bということになります。

19年度の外部委託の関係は、特に数値目標はございませんが、4ページの2件を外部に委託し推進してきたということでございます。冒頭、座長のほうからご説明ありましたように随契の関係が審査の対象ということですが、18年度に比べて19年度は件数も比率も上がっておりますので、結論はAでございます。

4年6カ月のほうの4ページは外部委託の本数で、5ページは随契の関係でございます。随契の18年度の実績につきましては、昨年ご報告したとおりで19年度の実績は、お目通しいただきましたとおりでございます。随契に関する表では、特別記念事業が始まりました関係で件数、額とも増えておりますが、件数とか額ではなくて、割合で評価をしていただければと思います。

随契でございますけれども、18年は、件数、金額はそれぞれ、69.3%、62.9%で、19年度は、53.6%、10%という数字になっております。

一般競争入札等という概念の意味は、競争性のある契約という内容で、競争入札と企画競争であることをご留意いただきたいと思っております。一般競争入札等の件数、金額の割合は平成18年度30.7%、37.1%が、平成19年度46.4%、90.0%になったということでございます。この大幅な増は、企画競争の増でございます。ちなみにパーセンテージで申し上げれば、平成18年度13.3%、9.7%が、平成19年度20.6%、81.6%になったということになります。企画競争は、企画競争の広告を打ちまして応札の前に説明会を行って、複数の者に応札させて、そして応札に際してはプレゼンしていただいて、外部の識者も入れた見解を踏まえて業者を決定するということから、競争性のある契約ということで、実態を踏まえまして一般競争入札等というくりにさせていただいております。

この点につきましては、係る数字ということで、評価は、5ページの下短冊に書いてございますように、Aでございます。それぞれ各年の評価も参考ということで書かせていただいています。

随契の関係で、資料2-2「随意契約の見直しの取組状況について」を本日ご用意しております。ただいま私が御説明した内容を若干ポンチ絵でかかせていただくとともに、97本の契約の状況について一覧表をつけさせていただいています。1ページの黄色とかピンクで書いてございますのは、今、私が御説明した内容のとおりでございます。ただ、真ん中のところにグリーンで書いてございますが、大幅に増えた企画競争は、大部分は、このグリーンに書いてございますように、今回19年度から始めました特別慰労品の製造等に係る契約、これが件数、額とも企画競争で行ったということをここで特記させていただいております。

次のページでございますが、2の基準を特別記念事業が入ったこともあり変えました。これまでは500万円以下は随契ということでしたが、19年8月1日からは250万円以下しか随契はできないこととしました。以下、項目によって金額はばらでございます。なお、19年度は、御説明したように件数は増えております。

随契をした理由は、大きく5つございます。1つは、業務を委託するに当たり、必要不可欠な要件を有する者がほかに存在しないということで、例えば、恩給欠格者等、3問題に関する労苦につきまして、この調査をお願いするところにつきましては、全国組織であり、かつ的確に処理していただける団体でないという意味がないということで、随契で行っております。

2番目は、貸主からの業者指定など、必要とする物品またはサービスの提供が他に存在しないもので、入居しているビルの例えば、清掃業務とかでございます。当方だけ他の清掃業者に行わせることはできないということでございます。

3番目は、調達内容が独占的なもので、競争ができないということでございまして、例えばビルテナントの使用料を払う場合でございます。

4番目は、旧書状の慰労品の既贈呈者と新規贈呈者の同一性を担保するために同じ事業の執行をさせていただくということでございます。

5番目は、システムとの互換性、維持のために、システムの管理についても関係の業者を選んでいるということでございます。

具体的な例は、以下の97件でございます。

なお、9ページ以下が、一般競争入札にかけさせていただいているものでございます。

19年度の6ページの組織運営の効率化ということでございまして、ポイントは、これまで書状等の贈呈を受け、まだ特別記念事業の慰労品を請求していない者に対する個別のお知らせを行うこととし、その企画等について、展示・フォーラムの参事・副参事を特命担当としてこの業務を昨年の12月から担当させており組織運営の効率化から言うと、適宜人の配置を行ったということで、評価はAでございます。

4年6カ月は7ページですが、これまでも、7ページ以下、16年、17年、それから8ページ、18年、19年と記載のとおりで、評価としましてはAでございます。

19年度の8ページの資料の収集につきましては、550件以上という目標に対して、760件でございます。以下、寄託の関係、外国資料の関係についても、成果が上がっているということで、評価としてはAでございます。

同じく4年6カ月につきまして、9ページ以下でございますが、関係資料につきましては、各事業年度において平均500件以上収集するという目標に対して、計画期間中に収集した数は合計で3,455件ということで、目標の2,250件を38%上回ったということでございます。

10ページの中ほどの寄託の関係、それから、外国資料につきましても、適切に行わせていただいているということで、4年6カ月の評価につきましても、A評価をさせていただいております。

19年度の12ページ、資料の保管につきましては、実績を上げておりますので、A評価をさせていただいております。

同じく4年6カ月の14ページ、資料の収集のデータにつきましては、この短冊の数字のとおりでございます。以下、環境整備の関係で保存、劣化の防止とか複製の関係、それから関係データにつきましては、目標の3万件にほぼこれに近い2万9,266件ということで目標を達成しているということで、A評価をつけさせていただいております。

19年度の15ページのところは、資料の展示でございまして、平和祈念展示資料館、特別企画展、平和祈念展、地方展示会、それから、その関係のアンケートの関係等がございます。

実績でございますが、資料館の目標は4万8,000人の入館者でございますが、実数は3万5,587名で、目標を大幅に下回ってはおります。9月と10月は31階から48階に移転する関係で休館にしましたということがございましたので、過去の9月と10月の

入場者を推計いたしまして、これを仮に入れても、ここでは達成してなかったということでございます。

以下、特別企画展につきましては目標を達成しておりますし、平和祈念展の関係も、お目通しのとおり目標を達成してございます。

20ページの地方展示会は、目標の5,000人に対して1,581人ということで、未達でございます。

委託、アンケートの関係は、それぞれ満足度は高いというデータはとれております。

26ページのトータルの評価でございますが、先ほど未達の平和祈念展示資料館の入館、それから地方展示会の関係があることから、それ以外につきましては大幅に目標を達成しておりますが、トータルでは、Bという評価になろうかということでございます。

4年6カ月の19ページで平和祈念展示資料館の目標20万人を達成したのかということでございますが、結果は19万8,814人でございます。ただし、先ほどの9月と10月の推計値をここで入れておまして、これを入れれば20万5,453人だということでございます。なお、2カ月の休館が予想されるのであれば目標値を下げればいいのかという議論は、当然あり得るかと思えます。

特別企画展、平和祈念展につきましては記載のとおりでございますが、24ページの地方展示会につきましては、入場者を10万人以上とするという目標に対して、7万5,540人でございますので、目標の数値としては76%ということで、下回っているということでございます。

アンケートにつきましては、それぞれの満足度は非常に高いということでございます。

このためトータルとした評価は、平和祈念展示資料館の関係、地方展示会の関係の評価を留意すると、B評価にならざるを得ないのかなということでございます。

労苦の実態調査、19年度の27ページで、特に数値目標はございません。前年度とほぼ同じ内容を、むしろ上回る形でございますけれども、させていただいたということで、A評価でございます。

4年6カ月の28ページは、15年度から19年度までの3問題別の労苦の採録状況でございまして、お目通しのとおりでございます。山谷でございますけれども、おおむね実績を上げているということで、A評価となっております。

4年6カ月の30ページの記録史の作成は、17年度で終了したものでございますが、シベリアの抑留史の関係と恩欠の関係の歴史でございます。シベリアについては16年度

に日本文の編さんが終わり、出版いたしました。恩欠のほうにつきましては17年度から作業しているということで、それぞれの評価はA、A、Bでございますので、3年でございますけれども、トータルではA評価になるのではないかとということでございます。

19年度の29ページの外国調査につきましては、ロシアの映画・写真資料の関係の資料の収集等の下打ち合わせを行いまして、それぞれの所在を確認させていただいております。実際の収集は今年度行おうと思っております。これにつきましても、A評価でございます。

4年6カ月の32ページでございますが、各年度収集等を行ったということで、A評価でございます。

19年度の31ページ、記録の作成・頒布の関係でございますが、データベースの関係では取り組みは行っておりません。先ほど組織のところで申し上げましたけれども、担当の職員を特別事業のお知らせの担当にさせたという関係で、大変少ない人数でやっておりますので、手薄になってしまったという項目でございます。ただ、事業としては目標として打っておりましたが、できなかったということでございまして、B評価でございます。

4年6カ月の34ページ以下で、データの数は1万7,879件の実績でございまして、中期目標期間中に2万件以上の目標に未達でございます。ただし、それ以外のホームページの関係とか出版についてはこれまでも行ってきたということで、トータルの評価としましては、B評価でございます。

19年度の34ページの講演会等の実施につきましても、それぞれ目標を、フォーラムでは400人、300人としておりますが、実は未達でございますのでB評価でございます。

4年6カ月の38ページ以下で、講演会については、目標が年平均5回以上ということでございましたが、平均は3.8回でございますので、目標未達でございます。このほか、労苦を語り継ぐ事業、高校生の校内放送番組制作コンクールを事業としては行っておりますが、この3事業のうち1つの事業について未達ということでございますので、B評価でございます。

19年度の39ページの語り部の育成及び語り部の活動等がございまして、大変活動しておりますので、A評価でございます。

4年6カ月の41ページ、育成の関係の活動は資料館での語り部の対応回数、学校派遣事業の開催状況で、19年度は18年度に比べまして増えており、これまでの経年でも大

変増えているということでございます。ということで、A評価とさせていただきます。

19年度の41ページ、催し等への助成ということで、シベリアの関係の事業につきまして全国強制抑留者協会が行っている事業でございます、評価としてはAでございます。

4年6カ月の44ページ以下、各年度の慰霊祭、地方慰霊祭、慰霊訪問、シンポジウムの関係を書かせていただいておりますが、実績を上げておりますので、A評価でございます。

19年度の43ページ、書状等贈呈事業については、特に数値目標はございません。評価結果の当期はすでに申請は終わっておりますが、7,336件を処理し、対前年に比べて40%増加したということ、かつ、これを的確に行ったということで、A評価をさせていただきます。

4年6カ月の46ページ以下で請求件数、処理件数が書いてございますが19年度は前年度を上回り、的確に処理しておりA評価とさせていただきます。

19年度の47ページ、書状の関係で標準処理期間というのがございまして、6カ月以内に97%の処理が目標でございますが、未達でございますので、B評価でございます。

4年6カ月の49ページで、単純平均が恩欠につきましては95.1%でございますが、引き揚げは93.4%ということで、3問題、それぞれ独立して数値がございますので、この点を厳しく評価しますと、未達があるということで、B評価でございます。

19年度の49ページ、書状贈呈事業である特別記念事業は、B評価でございます。B評価にした理由は、52ページの、「特別記念事業については、事業が始まった4月から8月にかけて請求者が急増したことから、認定が遅いという苦情が多く寄せられた」と記述ありますが、これはマイナス評価になろうかと思えます。もちろん、その後体制を拡充し今現在は非常に順調にっております。更に、請求件数が12万6,512件でございますが、年度内に認定したのは10万4,515件でございますので、仮に認定率という言葉でここで用いるとしたら83%ということで、当該年度中でタイムラグがありますので若干厳しいとは思いますが、評価はBでございます。

4年6カ月の51ページの旧書状の未請求者の周知ですが、19年度は終わって行っていないので行っておりませんので、18年度までの評価をBとしてございます。これは、請求が17年度5,400件ですが、18年度は1万1,949件に倍増しております。これはこれまでの広報が不十分だったという評価になるのではないかとございませぬ。

で、B評価にさせていただいております。

特別記念事業の4年6カ月のほうも19年度と全く同じで、B評価でございます。

19年度の53ページの新事業の広報の関係でございますが、たくさん行っているということでございまして、A評価とさせていただきます。

4年6カ月の56ページの以下は19年度と全く同じ内容でございます。一生懸命行っているということで、先ほどと全く同じで、A評価とさせていただきます。

19年度の55ページ、慰霊碑の関係については、現在、総務省で立地場所につきまして検討しているということでございまして場所が決まれば、私どもそれを受けまして、外部の有識者会議等を立ち上げ建立したいと思っております。ということで、準備はしておりますが、目に見える事業としては始まっておりませんので評価は「-」にさせていただいております。

4年6カ月の59ページでございますが、同じように「-」にさせていただいております。

19年度の56ページ、効果的な広報ということで、さまざまな広報を打ちましたので、A評価ということでございます。

4年6カ月の60ページ以下で、各年度それぞれさまざまな広報を打たせていただきまして効果を上げたということで、単年度でAでございますので中期もA評価を打たせていただいております。

19年度の59ページ、ホームページの充実ですが45万件以上というのが目標でございましたけれども、大幅に上回る148万件ということで大幅に上回っておりますので、AA評価でございます。

4年6カ月の62ページ以下でございますけれども、19年度が確かに突出しておりますが、特別記念事業等が始まったということが、一番大きい理由だと思っております。また、最近、中学校、高校でパソコン等が普及している関係で、平和祈念展示資料館へ修学旅行に来られて社会見学の関係でいろいろ検索され、基金のホームページ上の資料館を見学していただくという、団体見学の例がございます。このため、AA評価をさせていただいております。

19年度の61ページ、地方との連携とで、都道府県会議をこれまで開催してございまして、19年度も開かせていただいておりますということで、A評価でございます。

4年6カ月の64ページ以下で、各年度それぞれ開かせていただいておりますということで、

A評価を打たせていただいております。

19年度の63ページ、関係資料館のネットワークはD評価でございまして、新規書状等業務があり開催できなかったということでございます。

4年6カ月の67ページで、19年度はDということですが、各年の実績も踏まえ全体でB評価でございます。ただし、関係資料館の会議自体は開いていないのですが、情報収集等は適宜、必要なものについては、行っておりまして、連携しているということをお含みおきいただければ、このトータルの評価としてはB評価になるのではないかというふうに考えております。

次、19年度の65ページ、外国機関との関係強化でございまして、資料等の収集の関係のコンタクトをとっているということで、A評価でございます。

4年6カ月の68ページ以下では、外国との関係強化を図ったということで、A評価でございます。ただし、20年以降は、外国資料等の収集は大変厳しい状況も予想されますことは、あらかじめ申し上げたいと思います。

次、19年度の67ページ、資料収集のあり方と基金の関係は、B評価でございます。在り方の検討につきましては、4月から総務省のほうで検討会が行われているというふうに承っております。私どもとしましては、その検討会の推移を見ながら、準備は行っていきたいと思っております。その関係で申し上げます、今年度、資料の現状につきましては、棚卸しの作業をしております。

19年度の69ページ、資金運用の関係でございまして、ここはきちんと運用収入を上げておりその運営体制についても内部統制を行っているということで、A評価でございます。

4年6カ月の71ページ、資金運用の内容、内部統制の関係については見込み額に対して予定の運用収入を得ているということで、A評価を打たせていただいております。

19年度の71ページ、短期借入れについては、実績がございませんので、「－」でございます。

4年6カ月につきましても、73ページで、実績がございませんので、これも「－」でございます。

19年度の72ページ、施設・整備に関する計画については、特に該当はございませんので、「－」でございます。

4年6カ月につきましては、74ページで、これまでも実績がございませんので、「－」

でございます。

19年度の73ページ、職員の研修等については、3つの研修会を外部に派遣いたしましたので、A評価ということでございます。

19年度の75ページ、人員に関する配置で19名を18名にするという目標でございますので、18名にしましたということで、A評価でございます。

4年6カ月の75ページも基本的には同じでございますが、目標は人員を19名を18名にするということと、中期目標の期間中の人件費総額見込みを9億5,000万にするということでございまして、減員につきましては19年度で達成してございます。人件費についても、9億800万で大幅に目標を達成してございますので、A評価でございます。

19年度の77ページ、環境対策でございますが、A評価でございます。

4年6カ月につきましても、78ページでございますが、A評価でございます。

19年度の79ページ、危機管理につきましては、防災訓練等を実施しましたということで、A評価としてございます。

4年6カ月の80ページ以下で、各年度の評価はそれぞれAでございますので、トータルでA評価でございます。

19年度の80ページの職場環境については、必要な措置をとったということで、A評価でございます。

4年6カ月につきましても、82ページ以下でございますけれども、トータルでもA評価でございます。

【亀井分科会長】 それでは、ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見、結構でございますが、どうぞお示しいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

【奥林分科会長代理】 大きな印象としまして、1つは、中期目標の評価について、過去3年ほどはAとか、あるいはAAとかになっておきながら、19年度がBになって、そして中期目標もBになっているというのがあります。それについては、途中までは非常に評価がよかったのに、なぜ、最終年度で悪くなったので全部悪くなったんですかという素朴な疑問がおそらく出てくるだろうと思います。そうすると、それについての説明も、特に国民にわかりやすいような視点で説明する必要があるのではないかなという気がしています。

特に親委員会から言われている点につきまして見てみますと、一番わかりやすいのが業

務経費の削減のところ、4年の中期目標の1ページの達成度についての評価を見ていきますと、19年度は前年比に対して、図表の一番下のところで随分たくさん節減をしていますと出ており、同時に、14年度に比べても随分節約していますというふうになっていながら、最終的なところではB評価ということになるわけです。3ページのところでは、最終評価のところはBになっていますが、15年度から18年度までは全部AAになっていまして、19年度だけBになっているのでその期間中も全部Bになっているということになってしまったので、18年度まできちんと評価していたんですかというふうに言われかねません。そのあたりが一つ検討すべき点ではないかなというのが1つです。それから、親委員会のほうから言われていました人件費の削減について、どういうふうな努力をしたんですかということについて、きちんと説明しないとイケないのではないかと思います。このところで、国民の目から見て納得できるような説明にはなっていないのではないかなという気がいたしますので、こういう事情でという理由は出してもらってもいいのではないかなという気がいたします。

最も具体的な質問としましては、職員が1人減ったので人件費が減ったにもかかわらず、人事院勧告分と比べると0.6%増になっています。こういう結果になっていますので、そのあたりの説明の仕方をどうするかが問題ですが、いかがでしょうか。

【笹本理事】 人件費につきましては、各省からの人事交流があることもあり、下らない結果となっております。

19年度は特別記念事業が始まるという特殊事情がございましたが、中期計画は17年度比での、19年度実績ですから、中期計画を変えれば目標も達成できたのだろうと言われることもあろうかとは思いますが、実際、達成してないと、そこに尽きてしまいます。しかし、それが対外的に受け入れるかどうかは評価だと思っております。

それから1番目の議論は、これまでの単年度の評価があり、中期目標の目標があります。その目標の評価があります。この場合、中期目標がある場はその目標がかなりのウエートになる場合もあるのかと考えております。目標がない場合については単年度の評価というのが母体になるのではないかと考えております。ただ、中期計画の目標がある場合でも、単年度の評価はもちろん残っておりますので、それをどう読むかということは、先生方で議論をしていただいたほうがよろしいかなと思っております。

【奥林分科会長代理】 平成19年度の業務経費の削減については、事業内容がかなり変わっているわけですね。それにもかかわらず従来の目標値をそのまま使って評価せよと

いうわけですから、そこは評価尺度とその評価の内容にそごが出てくるのは当然だと思います。そうすると、そこを第一段階で説明しておかない限り、結果だけを見ますと、評価がAA、AAで来て、最後がBとなって、トータルBというふうになるのは事情を十分理解していない人にはわからないわけです。だから、その説明をここで記入しておかないといけないのではないかという気がします。事業内容が大幅に変わったのにそれを従来の定員で消化しようとしていることについての情報がここではないわけですから、そこを入れておかない限り、事情を知らない人が読んだときには、なぜですかという疑問が当然出てくると思います。

【笹本理事】 業務が広がって、業務量が増えて、人も必要であれば、中期目標・計画を変更すればよかったのではないかという考え方もあると思います。民間ベースで言えば、中期目標・計画なんていうのは適宜変更されることもあるように聞いておりますが、実際には、計画を変更しなかったものですから中期計画で判断せざるを得ないので判断したというのが、お手元にある資料の結果でございます。

【奥分科会長代理】 それであれば、平成19年度は中期目標の最後の期間であったという事情をここに記述されたらいいのではないかと思います。だから、あえて中期目標を変えずにそのまま行って、次期の中期計画の中では新しい事業内容に沿った目標を設定しようとした。そこに最も根本的な原因があるわけですから、そこをどこかに、あるいは一番最初の前提みたいのところに入れておかないと、例えば、こういう事業はやりませんでしたというようなところも出てきますし、人がいませんというような記述もありますが、そこは事業内容が変わったのでそういうふうなシフトが生じているわけですね。その大前提を一番最初の段階でも説明しておかないと怠慢ととられる危険がありますから、そうではなくて、事業構造が変わったのですという説明のほうが納得しやすいと思います。すなわち、19年度だけですから、19年度についてはそのまま中期目標をいじりませんでしたというふうにした上で、こういう結果になりましたというのが、わかりやすい説明のような気がします。それが基本的にずっと後々、全部影響してきているわけですね。

【笹本理事】 特別記念事業があるということで中期計画を昨年変更したのですか、その時点で、あわせて変更していないものですから難しいところがあります。

【奥分科会長代理】 ですから、その事情を書いておられればいいのではないかなと思います。ここではそういうことが一切触れられておりませんので、数字だけしかわかりません。それで私のような疑問が出るのではないかなという気がいたします。

【亀井分科会長】 中期目標の評価の際に、単年度の評価がAAで、19年度の評価が例えばBというような、AAと続いたものがなぜ5年目のときにBになるのかという点について、中期目標の数値を4.5とか5で割った数値を単年度の評価基準で評価したのではなくて、単年度の評価の場合は、前年度に対してどうであろうかというのが、どちらかという評価のポイントであったように思うのです。これが単年度評価がAAと続いてきた一つの理由であって、中期の評価の場合には、与えられた中期の最初に設定された数値を当てはめるといって見ますから、その間にずれが生じたということは、何かご説明を求められたときには私は申し上げるつもりですけれども、どこか伝わるような形でぜひ入れていただきたいというのが、1点です。

もう1点は、目標管理、あるいは目標で評価する場合には、目標で数値が示された場合には、その数値の絶対数を1超えれば目標は達成しましたし、仮に1少ないという場合であれば、やっぱり達成できなかったという評価になります。例えば典型的な例ですけれども、中期目標のほうの17ページ、3万点以上の電子データ化を実施するという目標で、合計で2万9,266点という実績、18ページの③の電子データ化のところを見ますと、「目標達成率は98%で、目標を概ね達成したと認められる」というふうに書かれていますが、この表現は、残念ながら目標に届かなかったということです。Aという評価について異論を申し上げているわけではありません。前後の上回った数値がありますので、トータルとしてAということについて異論ないんですが、これについての目標の数値に対してどう評価するかという表現の際には、やはり率直に目標を達成できなかったという表現にされないと、大変失礼な言い方ですが、全体の評価が甘かったのではないかというふうに直結されてしまう可能性があるのではないかなという印象を持ちましたので申し上げさせていただければというふうに思います。

【仲地専門委員】 単年度は評価がAAなのに、4年半全体でB評価になっていることが、何か違和感があるというのは、奥林先生、亀井先生が言われるような印象を私も持ちました。

4年半の50ページを見ていただきたいと思いますが、評価は、15年、16年、17年、18年とAAあるいはAで来て、19年だけがBになって、そして4年半の評価がBというのは違和感があります。49ページを見てみると、なぜB評価になったかというのは、恩給欠格者に対する贈呈は95.1で目標の95%を達していますけれども、引揚者に対する贈呈が93.4。19年度が72.6で、これが大幅に目標に達しなかったわけ

ですけれども、15年から19年度の平均のとり方ですが、この平均が95.1と93.4というのは、もしかしてパーセントの平均をとってないでしょうか。

【笹本理事】 おっしゃるとおりです。

【仲地専門委員】 そうとるのではなくて、4年半の申請者を分母にして、分子は4年6カ月で処理できたのをとるべきではないかなと思います。そうしたら、これは平均という書き方ではなくて5年間の実績というふうな書き方になるかと思いますが、AAぐらいに上がってこないかなと思うのです。中期目標は4年半の目標ですから、4年6カ月の処理期間で処理できた人が95%以上いたかどうかというふうに判断すべきだろうと思います。

【亀井分科会長】 今のお話、単年度の評価の積み重ねではなくて、合計数値で計算されたほうがよろしいのではないかというご指摘だと思うんですが、私もそう思います。これで見ると、誤解を招くのではないのでしょうか。

それから、先ほど申し上げたAAの評価がなぜBになるかというのは、これを見ていただければ、各年度はそれぞれAAの評価に値する数値になっていますが、19年度の数字が大幅に分子・分母の絶対数が少ないにもかかわらず比率的な問題があったので平均のパーセントで、足を引っ張って数値が大幅下がっていますので、先生がおっしゃるようにトータルな数値で計算し直していただいたほうがよろしいのではないかと思います。

【二宮委員】 まさにそうだと思うのは、日本の中に存在している絶対数は絶対増えないわけですね。だから、例えばそれが全員で1万人いるとしたら、前の年に1,000人申請してしまえば、次の年は9,000人の中から出てくるわけで、さらにその次の年はというと、しかも全員がだんだん高齢化して当然亡くなる方も増えていくわけですから、そこら辺のことを反映させないと、もっと長く期間やっていたら、評価がどんどん下がります。そこら辺は少しお考えにならないといけないような気がするのです。言ってみれば、ちょっと表現が悪くて申しわけないのですけれども、乾いたぞうきを絞るという表現がありますけれども、そういうふうに、最初はお水にたっぷりつかっていたぞうきを絞っていたからいいんだけど、だんだん、同じぞうきを絞っているわけで、それこそ乾いたぞうきを絞っているんじゃないのかということが出てくるように思いますけれども。

【笹本理事】 先生のおっしゃるとおり、最近出てくる案件というのは、難しい案件ばかりとなっております。

【二宮委員】 当然、そうだと思いますね。

【笹本理事】 同じ1件ですけれど、処理するのにすごく時間がかかりますが、1件は1件となっております。

【二宮委員】 それはおかしくありませんか。

【笹本理事】 統計上はそのようになってしまいます。

【二宮委員】 統計ではそうかもしれませんけれども、評価は統計とイコールでなくてもいいような気がします。

【鈴木専門委員】 全体に今年の評価は従来から比べて非常に厳しいですね。奥林先生がおっしゃるように、もちろん説明責任があるのですが、まず中期目標と単年度の関連性が私自身は今のお話の中でよくわからなくなりました。要するに、中期目標は、毎年の積み重ねなのか、毎年はもう関係ないよという形で位置づけられるのか、というのが1つですね。

なお、二次評価委員の話から、評価が甘いんじゃないかと一般的に言われていますが、それは、評価が甘いということではなくて、説明責任が足りないと言われたような気がします。AAをつけるのであれば、AAの根拠を国民の皆様がわかるように評価委員の責任としてやらなければならないですよというふうに指摘されたと理解しています。

また、数値目標を達成しているか、していないかという話が1つあると思います。そうすると、数値目標そのものが、例えばホームページのアクセス数がほんとうに正しかったのですかということが1つありますね。それが一応正しかったとしますと、それを達成するか、しないかだけで、我々は判断するんですかと。そういう単純なものなんですかという話があります。私自身は、そうではないと思っているのですね。何かといたら、数量的なものは当然ありますが、質があると思うのです。その質も合わせて判断するというふうに私は理解しています。そうすると、その質のところについての説明が足りないのではないのでしょうか。

やっぱり国民として知りたいのは、数値目標を達成したら、素晴らしい、達成しなかったら、だめだねと、おそらくそうなるのではないかと思います。一生懸命努力して、こんな素晴らしいこともやったけれども、結果は及ばなかったということも、それは評価の対象になるし、ただ単にやりました、目標を達成しましたが、汗もかいていませんといった場合でも、それは素晴らしいのですかという、それは決して素晴らしいとは言えないということもあると思うのです。その辺は国民として、見えるかどうかわかりませんが、専門的な人を分科会の委員に選んで、それが国民の代表として、チェック機能ではないけど、

評価しなさいという趣旨かなというふうに私は理解しているのです。

【笹本理事】 本日は当基金の19年度の業務の報告がメインだというご理解でよろしいのかなと思っております。ですから、あくまでもそのA、B、Cはご参考ということで、法人の自己評価を書いております。

【米澤特金室長】 事務局から補足をさせていただきますけど、まず、今、理事が申し上げたとおりでありまして、基本的には業務実績はこうでありましたというご説明です。ただ、自分としてはこういう評価をしているということをご紹介させていただいて、それを言ってみればたたき台として、先生方のお考えになる参考としていただければと考えております。こういうやり方をしているのは、自分たちの活動に対して自分で評価をすることできちんと自分たちの業務の実績に向き合うということが必要だと思っております。

【仲地専門委員】 自己評価をしていただくというのは議論を効率的に進める上で結構なことですから、自己評価を参考として入れていただくというのは、私は結構で、そうしていただきたいと思っております。

【亀井分科会長】 いわゆる中期目標の数値を示されて、最初の年度にその目標の大半を達成したという形になると、最初の年度の評価はAAになりますが、それ以降はほんのわずかしき、場合によると前年度に達していないというような形でB評価が続きますけれども、最後は目標数値を超えていれば中期評価がAAになり得る可能性があるわけです。そのいわば裏返しみたいな、そういう評価ですね。私自身の気持ちは、単年度で前年度の比較で見たときにどのような改善が図られたというのが、どちらかという評価の重みとしてかなりの部分を占めていたように思いますので、こういう中期目標が、特に目標数値が示されているものとの評価の絡みの中でこういう大幅なぶれが出るような感じになっていると思うのですが、特に参考で示していただいた単年度でAAと続いているものが最後の段階でBになって全体がBとかという項目はそんなに多数ではないと思うのですが、何かその辺のところの理由を、先ほど奥林先生、鈴木先生からご発言があったような形で、あるいは仲地先生からご発言があったような形で、少しご説明として工夫をしていただけるとありがたいと思います。

【仲地専門委員】 今出た問題については、委員長に一任ということではいかがでしょうか。

【亀井分科会長】 よろしゅうございましょうか。

【鈴木専門委員】 今のお話の中で、専門委員として機能しなければならないということも含めまして、最終評価は各分科会の委員が決めるというお話をいただきましたので、いいかどうか、これは私の私見です。今のところに関して、中期目標は変えなかったことについて、私の評価はCかDなのです。しかし、それはそこで評価した結果ですから、ほかの部分はそれをもとに評価するというやり方も一つあってもいいのかなというふうに思います。状況がものすごく変わったわけですから、そうでないと、すごく違和感があります。例えば私だったらそういうふうな形で評価をしたいなという感じはします。

【笹本理事】 業務経費の関係では、それで、人件費を毎年1%減する目標でしたが、途中でルールを変えて、17年度比になりました。これまでの15、16、17年度は単純な対前年比の削減だけだったのですが、人件費についても17年度比のという話になったものですから、国民的にはまさに人件費の話にスポットが当たっております。なお、これは、17年12月に改正され、18年からの評価のやり方が変わってしまったので、トータルでそれをどう評価するかだと思います。

なお、人件費は9億5,000万の目標をクリアしていて、9億800万にしており、人件費のもう一つのスキームは達成していますが、ここはまるで見過ごされております。今の時点で見ると計画自体について、途中でルールを変えた場合、そこをどう見るかという話があります。

数値目標がないものはどうやって評価するのかとなると、そこは単年度の評価の積み重ねしかないので再度中期的に判断するというのはあり得るのかなと思っております。なお、基準もございませんが個人的には、数値目標のないものについては、単年度の評価というのはウエートが高いし、中期目標に目標のあるものについては、そのウエートというのは単年度の評価アンドか、それともオアなのかわかりませんが、両方で考えることもあるのかと思っております。

【二宮委員】 大体、人件費を前年比1%、あるいは2%下げるといようなことが、こういう少人数の組織で可能なんですか。

【笹本理事】 可能だということで計画しております。

【二宮委員】 何万人もの人がいれば、1%減、じゃあことしは採用を2人ほど控えておくとかいうことができますけど、十何人しかいないところでできますか。

【米澤特金室長】 そこは私も先生と全く同じことを個人的には考えておまして、この説明にもありますように、例えばたまたま、出向で来た職員が横浜から通っていると

か、子供が5人いるとか、そんなことがあるかどうかわかりませんが、20人弱という組織なものですから、そういう事情によってかなり影響されるという面はございます。ただ一方で、全体の閣議決定でもって独法の人件費をトータルでの議論をしていますから、そういう個別の事情というところまでなかなか考慮していただけないところもあります。そういう政府全体の中での方針に沿ってやっておりますので、定量的には達成できたか、できないかという評価はせざるを得ないとは思っています。

ただ一方で、仮に去年より増えました、これだけしか減りませんでしたという評価をする際には、数字はきちんと説明しておかなければならないと思います。それをどれぐらい考慮に入れるかによって、経費削減という項目が、全体の話ではありますけれども、Aになったり、Bになったりというのは、あると思います。数字が達成できなかった以上は、厳しく見れば厳しい評価で、BやCということになりますし、このような事情を斟酌していけばAになります。したがって、単にその数字を比較してということではなくて、これをどこまで考慮に入れてやるかということが、委員の先生方が御判断いただくということになると思います。

もう1つ、トータルの業務経費も、人件費というものの重みをどこまで考慮に入れるかということではないかと思っています。それによって、人件費というものを非常にウエート高く見るのであれば評価はおのずと厳しくなるのかもしれませんが、その考慮の度合いということになると思います。

【鈴木専門委員】 大きな組織がほんとうに末端まで細かくやるということは時間的とか機能的でないわけなので、見ていると、やっぱり金太郎あめにならざるを得ないところはありますね。金太郎あめなのだけでも、金太郎あめでやればいいというのではなくて、そのために我々委員もいて、その辺を考慮しながらトータルの勘案しなさいというのも、私たちの役目かなというふうに私は思います。

それで、例えば19年、単年度の話を見せてもらって申しわけないのですが、2ページのところに、なぜ気になったかという、要するに人件費が2%に足りませんよと、真ん中のパラグラフに書いてありますね。一方、6ページには効率化ということを書いてあって、特命の担当とか、いろんな方が書いてありますね。あと、63ページですか。これは唯一Dになっていますけれども、やりませんでした、人がいませんということなのですね。それは一連の絡みで出てくるわけですね。そういうことを考えると、例えばDのところは全く怠けていてやらなかったのかということ、現実的に働く人がいるわけですから、それを

例えば、毎日12時間労働させ、土日もありますよと、そういうことは無理なわけですよ。そうすると、与えられたものでやらざるを得ないわけですね。私は、環境が変わっているなどということも総合的に勘案する必要があるのかなという感じがするんですね。それが本当に効果的なものであれば、我々も別に単純に、機械的にやるだけだったら、何もそんな仰々しくやることはないのではないのかなと思います。やっぱりそこは専門家としてきちんと議論してくださいねということでしょう。それに対して、国民に対してきちんと説明してくださいねというところが我々に与えられたものかなと、こういう認識をしていますので、先ほどちょっと言わせてもらいましたが、数値目標だけで考えるのであれば、あまりにも機械的で、1人か2人でそれをチェックすればいいだけのことになってしまうので、そういうものではないのではないのかなというふうに、私は思っているんですね。だから、そこを総合的に考えていただきたい。

【**奥林分科会長代理**】 もう一つの論点の随意契約ですが、随意契約については随分改善されていますというのが、今年度のところに出ていたと思います。ただ、ちょっと私、知識不足なんですけれども、いわゆる一般競争入札の中で競争入札と企画競争入札というのがありますね。要するに、今まで随意契約でやっていたものを企画競争に移しかえました。そうすると、そのことによってどれだけ実質的な競争が生まれたんですか。あるいはどれだけ節約できたんですか。このあたりの説明はないのでしょうか。

【**笹本理事**】 基本的に政府全体では効率化ということがありますので、端的に申し上げれば、価格を下げるという話に尽きると思います。まず本質ありきで、あと、先生がまさに言われたように、結果、価格が下がった場合が定量的な判断基準になろうかと思いません。

ただ、一般競争入札にしる、企画競争にしる、当方で仕様書をつくるのは大変な作業で専門知識が必要になり事務量が大幅増えるということもあります。

だから、トータルで言うと、企画競争にかけることがトータルの価格の減になっているか現場から言うと、疑問もあるところですが、価格を安くして質を高める仕事をすると、それに尽きますので、私どもとしては何しろ随契から競争的な契約に移すということで努力をしております。

評価として、結果的に価格が下がったかどうかという話で、おおむね、個別に見ると、下がっていると思います。

【**鈴木専門委員**】 これも否定になりますけど、まさにおっしゃるとおりなんです。

なぜこういう問題が出てきたかという、会計検査院の声明もあるように、ここしかできないと丸投げしていて、丸投げ先がまた丸投げしていると、そういう問題もある。それから、癒着の問題ですね。談合もあるのでしょうか。その辺の問題から随契はけしからんと。確かにそれはそのとおりですが、これも金太郎あめ的で、まさに私もそれについては非常に危惧を持っているのです。競争入札したら、本当にコストが下がるのですかということと、例えば質の問題があって、私はソフトウェアの問題をいつも言うのですが、ソフトウェアをつくるときに、専門家がいる、全部マニュアルつくって、全部出せますか。受ける業者は、それで価格競争しますから、言われたとおりのものをつくるわけです。でも、それは不具合が生じる可能性が非常に強いのです。普通、随契の場合は、それはきちんと受けた業者が考えてやるのです。そうすると、それがだめだったら、もう一回出さなければいけなくなるという問題も出てくるのです。

私は、随契か、競争か、企画というのは、随契にするのであれば、その随契の理由づけがきちんとできるかどうか。それから、随契は、民法34条法人が多いんですから、価格が本当に適正ですか。これしかできませんといったときに、そこがきちんと効率的な価格を出してくれるかどうか、この検証は必要だと思うんです。そこが問題なのかなと思います。

それから、当初競争入札をし、次から随契になります。それも、今のシステムだと仕方がないのかもしれないですが、そのときに、どこでそこを決めたかが問題です。単年度で見ると、昔問題になったように、コンピュータ会社が1円で入札し、しかし、その後メンテナンスがあるから、それがめちゃくちゃ高いですよ。でも、もうそこしか頼めないで、そうすると、そういうものについて、例えば5年使うというトータル的なところできちんと競争をした結果、やはりそこが一番いい、質的にいいですよというのであれば、それでいいですけど、そこを忘れていていいわけではないけれど、システムが1円ですから契約しましたというのは、これもいかなものかなと思います。競争で1円で落ちました、次からは随契しかとれませんということになると、そういうものではないと思うのです。そこもやはり機能的に契約を結んでいかなければなりません。それも全部、説明責任が必要なのですね。初年度のイニシャルコストは例えばこちらが安いけれども、後のアフターが高いですよとか、こちらは高いけれども、その後、トータル的にこちらが安いから、こちらにしましたよという、単年度で見れば高いかもしれないけど、トータルで見れば安いのであれば、そういう検討もした結果であれば、その辺を説明責任としてきちんと出してい

ただけるとそれでよろしいのかなと、私は私見的に思っています。あくまでも説明責任であるのかなと考えています。

【仲地専門委員】 19年度の実績の55ページですけれども、これは、小項目、慰霊碑の建立で、達成目標は、「総務省等関係機関との連携を図り、その検討に着手する」ですが、実施結果ですけれども、「事前準備のため、法人内部において有識者検討会の設置、予想される工程スケジュール等について検討を行った」となっていますから、もう着手しているわけですね。達成目標は検討に着手で、実際、着手しているということですから、十分目標を達成したという評価になるんじゃないかと思います。しかし、評価は、「－」になっていて、評価結果の説明は、「当事業は、慰霊碑建立の見通しが未定のため、評価は時期尚早である」となっています。見通しを立てるとというのが達成目標ではなかったはずなのに、見通しが未定のため評価できないというのは、矛盾しており、着手したということで、評価はAではないかと思います。

【笹本理事】 形式的な話しかできないですけれども、場所について、総務省や関係省庁で、検討中でまだ未定ということですが、私どもとしては、シミュレーションはしているということでございます。

【仲地専門委員】 有識者検討会議はもう設置されたわけですね。

【笹本理事】 まだこれからです。

【仲地専門委員】 しかし、この実施結果は「設置」と書いてありますね。

【米澤特金室長】 つまり、基金の中での検討は着手していますという意味では着手はしているということで、おっしゃったんだと思います。もともと評価が「－」になっているというのは、対外的にこういうふうな検討をこういうような場で始まっていないという意味でございます。

【仲地専門委員】 B評価なり、C評価で、できませんでしたという評価ではないでしょうか。関係機関との連携を図りというのは、ご下問がないということですが、総務省に働きかけたかというのが問われるのではないかなと思いますが。

【亀井分科会長】 そうしますと、実施結果について、表現を少し、あるいは御説明を少し加えていただくか、修正していただくか、仲地先生の御疑問に合ったお答えになるような形に修正をしていただくことが必要だと思います。

【米澤特金室長】 関係省庁の間で協議中ですので、まだ評価ができるような状況ではないというような、そういう趣旨のことを書かせていただいて評価を「－」にするという

のも、一つ案かなというふうに思います。

【亀井分科会長】 それでよろしゅうございますでしょうか、仲地先生。

【仲地専門委員】 はい。

【奥林分科会長代理】 例えば19年度の71ページとか72ページのように、全く借入金とか何かない場合。これは評価が「－」でよろしいと思います。でも、目標があって、仲地先生おっしゃるように、全く対象外だったらいいのですが、何か活動する場合に、何か規制があってできない、ただ単に用地がないか何かでも、活動しなければならない。その結果であれば、Cとか、Dとかは、逆に言えばあり得るんですよ。「－」ということは、私はあり得ないと思います。対象外、該当がないから「－」ということだと思っんです。該当があるのですから、それについてどういうふうにやったかということの評価というのはやっぱり何らかの形でしないと、説明責任がつかないかなというふうに思います。

【玉井専門委員】 随契の中で、全国強制抑留者協会への随契があるわけですが、多分ここら辺のところのポイントになるのではないかと思うのですけれども、金額とか、そういうものというのは、きちんと説明できるのかどうかということです。そして、例えば効果あまり上がってない部分もあるのではないか。つまり、やるけれども、あまり入場者が入ってないとか、いわゆるコストはかかっているのだけれども、それに見合う効果という費用対効果は、とりわけここら辺のところがおそらく一番問題になってくるのではないかと思います。

【笹本理事】 委託については会計検査院の検査の対象になっておりまして、検査を受けておりますので大丈夫です。

ただ、委託の効果の話で申し上げれば、委託した地方展示会の入場者が減っています。先ほど二宮先生が言われたように、対象者というのはもちろん国民一般なんですけど、コアになる人が高年齢化し、減っているという中で、人数が減ると、その評価は人数だけでいいのかなという部分が実はあります。

展示会についてはすべて、これまで入場者だけで見ていたんですけども、入場者だけではなくて、ホームページを終わった後にアップしまして、アクセスしていただいた方、つまり広い意味で国民に、入場はしていませんけれども、見ていただいた、その辺も国民の理解を得るという観点から、この種の事業のトータルの評価としてはあり得るのかなと思っております。

【時任専門委員】 資料展示館の件で、移動させたからその期間の閉館が少なくなって

いると、トータルすると、推計だと増えるということですか。これはお聞きしたいだけなんですけど、例えば資料展示館についてのPRとか広告について、小・中・高校にもやっていらっしゃるわけですね。その場合、私立なんかにもやっていらっしゃるのでしょうか。

【笹本理事】 高校については全部行っています。

【時任専門委員】 高校だけですか。

【笹本理事】 中学は、全部までいってないんですけども、今年は先生のご指摘もありましたので、それも参考にさせていただいて、全部にやりたいと思っております。

それと、地方の中・高校で、うちのホームページを見ていただいて承知して社会見学で来ていただく方が増えておりますので、その辺、ご了解が得れば、今後、毎月ミニ展示会の機会をとらえて、逆にこちらのほうから、こういうのをやっていますということをお知らせするサービスもやりたいなと思っています。

【青木理事長】 いろいろ厳しいご意見をありがとうございます。

ちょっとお願いしたいのですが、先ほどのAA評価が4つ並んで、最後がBになっております。我々としては、先ほどの最後の質の問題も入れてあえてこういうことをやったのですが、それは承知の上で、これは第三者が見て、こんなことはあり得るのかと、必ずそういう疑問を持つので、ご検討をお願いしたいと思っております。

もう1つ、先ほどの時間がかかって大変でも1件は1件だというのがありますね。例えば我々のレポート、本を書く場合だったら、それを書くとき、注に持っていけるわけですけど、本文の中には書けないですね。それをやると、ボリュームが増えるわけです。例えば、新規事業で初めて軍歴なんかを調べると、時間がかかるわけですね。そういうことは書けないわけですね。だから、どうしても1件は1件で処理せざるを得ないということです。

それから、先ほどのホームページの件ですけども、ものすごく増えているんですね。しかし、トータルではあるんですけども、どこの誰がアクセスしたか、わからないのが現状です。そこで、ステムの設計は簡単だということですので、量じゃなくて、質の問題にも反映できる。例えば、展示資料館に何件、あるいは特別事業にどういうふうにアクセスがあったか、そういうので我々は承知できるよう暫時、時間をもらって解決していきたいと思えます。

【亀井分科会長】 きょうの業務の実績のご報告については、非常に膨大な量でございました。まだいろいろご意見がおりになるとは思いますが、基本的に親委員会へ報告をさせていただく評価に関しましては、これまでのとおり、きょうの基金の業務のご報告と、

それから各委員の先生方のきょうのご発言、そして、できましたら、きょうはまだほかに発言したい点があった、後で気がついたというような点も含めて、事務局のほうにご連絡をいただいて、それを踏まえてこの業務の評価に関する原案をつくらせていただきたいと思うんですが、この点に関して奥林先生と私の2人にご一任をいただきたいとお願いしたいんですが、いかがでございましょうか。

（「異議ありません」の声あり）

【亀井分科会長】 よろしゅうございましょうか。

それでは、そういう形でご一任をいただきたいということで、先生と協議をして最終的な報告というふうにまとめさせていただければというふうに思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、もう1件重要な議題がございまして、お手元の議事次第の4番目でございますが、第1期中期目標期間の終了に伴う積立金処分（案）についてでございます。これについてお諮りをしたいと思しますので、事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。

【笹本理事】 資料4、第1期中期目標期間の終了に伴う積立金処分の関係でございます。

一番最後に横長のペーパーがございまして、根拠法令というのがございます。基金法の第16条でございまして、積立金の処分でございます。内容は、新しい中期計画が始まりましたら、前の中期計画期間中の積立金について、基本的には国庫に返すこととなっております。また、例外的に積立金を繰り越す場合には、主務大臣の総務大臣に申請することとなっております。その際、2項に書いてございますけれども、「総務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない」ということで、本件をお諮りするものであります。

19年度期末の積立について、原則返すということでございますが、約2億円繰り越させていただきたいということでございます。

国庫に返すほうでございまして、認可法人からの承継分713万円は目的がございませんので、国庫に納付するというところでございます。

次の運用収入の残額3,536万円については、予算より実績が上回った場合には返すという原則でございまして、国庫に納付するというところでございます。

収益化による利益は交付金はいったん債務として落としまして、必要な場合それを使わせていただくということでございます。これまで16、17年度と運営費交付金でいただいたものですが、特に書状等贈呈事業については予想を下回る実績であったことから、運営費交付金債務として残したものでございます。なお、財務諸表で運営費交付金の債務ということで書かせていただいています。また、残していた理由は特別記念事業がある場合には事前に広報等を打たなければいけないということで運営費交付金債務として積み残させていただいたものでございますが、残がございまして、その部分については、運営費交付金からいったん収益化し、積立金に積み立てて、目的がございませんので、この5億3,777万については、お返しするというところでございます。

次の旧敷金のうち、事務所移転に伴い現金化した額というのは、私どもの事務所が新宿住友ビルから総務省第2庁舎に移りましたので、移った分についての敷金につきましては積立金として計上させていただいていますので、これは返すということでございます。

下の敷金と書いてございますのは、新宿住友ビルに平和祈念資料館を残しました。その関係の敷金については、継続して使わせていただきますので敷金としては残しますので、積立金でございまして、繰り越させていただくということでございます。

償却原価法による増加額は有価証券の関係でございまして、基本的には見かけ上の増加分ということでございますので、そのまま繰り越させていただくこととしております。ただし、200億円、キャッシュ化いたしました際に、取得額と売価額の差額で845万ほど収益が出ましたので、それについては財務省とも協議し、国庫に納付して、残額につきましては、当然保有いたしますので、繰り越させていただくということでございます。

未収収益というのは技術的なものでございますけれども、運営収入で2月の次は8月に収入がある場合、年度を越えて収入がございまして、これを未収収益として見込ませていただきますので、4,581万円をこれは繰り越させていただくということでございます。

電話の加入権については、引続き使わせていただくので、そのまま継続させていただきます。

前払費用は、保険の関係でございまして。

自己資産は、自己の運用収入で購入した機等がございまして、機等は使わせていただきますので、繰り越させていただくということでございます。

絵画等の非償却資産でございまして、取得価格ということでございます。その他、寄贈を受けました絵画を積み上げ積立金が1,000万円ほどございます。これについては、今

後も絵画を保有させていただきますので、繰り越させていただきます。

ファイナンスリースについては、PC等をファイナンスでやってございます。そのリースの損益については、継続させていただくということでございます。これについては、総務省のガイドラインがございまして、ガイドラインに従った繰り越しでございます。

いずれの項目につきましても、監査法人の新日本監査法人の監査を受けております。また、財務大臣の事前協議も受けております。金額等につきましては、ほぼこれで固まったものでございまして、7億1,346万につきましては国庫に納付し、2億2,955万につきましては総務省に繰り越しの手続をさせていただければというふうに考えてございます。

【亀井分科会長】 ただいまのご説明に関して、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

中期目標期間の最後の事業年度に積立金があるときには、そのうち総務大臣の承認を受けた額を次の中期目標期間中の業務の財源に充てることできるということになっておりますが、総務大臣の承認に先立ち、積立金の処分については本委員会の意見を求められているということで、各委員の御承認、御評価をいただきたいということで、議題にさせていただきます。

何か、御質問等ございますでしょうか。

【鈴木専門委員】 国に返すものと繰越金の差なんですけれども、現実にこの2億2,900万は、敷金とか、償却原価法の評価上の問題とか、未収収益、電話加入権、前払費用、自己資産というか、自己収入による固定資産、それから、絵画も要するにキャッシュ化されていないのでこれを返すことは実質的に不可能なわけですね。それだけを残したと、こういうことですね。

【笹本理事】 ご指摘のとおりでございます。

【鈴木専門委員】 もちろん運営費交付金の収益化による利益5億3,000万円、これは当然返さなければならない。当たり前のことなんですけれども、運用収入の残高って3,500万ありますね。これも返せと言っているんですか。

【笹本理事】 はい。

【鈴木専門委員】 キャッシュがあるんだから、やっぱり返せということですか。

【笹本理事】 目的積立金の制度が御案内のとおりでございますから、これは財務大臣との協議が原則必要でございますので、結論としては目的積立金として計上できなかったと

いうことでございますので、先生のご指摘のとおり結論でございます。

【亀井分科会長】 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

それでは、本案につきましては、御承認をいただいたものとさせていただきます。これによって総務大臣に対して、本処分案については、評価委員会としては妥当であるという旨の意見を提出させていただきたいと思っております。

それでは、次の議題で役員報酬等の支給基準の変更についてでございますが、これについて御説明をお願いしたいと思います。

【坂本参事官補】 役員報酬規定の関係でございますけれども、独法通則法に基づきまして、各法人において役員の報酬規定が改定された場合につきましては、主務大臣に届け出があつて、それをもとにこの委員会のほうに一応御報告申し上げるという形になっておりまして、今回、基金の役員報酬が17年度の人勧報告に基づき地域手当が新設されたということに伴いまして、毎年度1%ずつ上がっていくということでございます。これは国家公務員の人勧に準じたものでございまして、基金につきましては、従前の14%であった都市手当が16%という形に変わりますということでございます。

【亀井分科会長】 これは、報告事項でございました。ただいまの御説明に関して、何か御質問、御感想でも結構でございますが、ございましたらお示しいただければと思っておりますが、いかがでございでしょうか。よろしゅうございでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、昨年の暮れに閣議決定されました独立行政法人整理合理化計画を受けまして、独立行政法人に対する評価体制を一元化するため、独立行政法人通則法の改正（案）がさきの通常国会に提出をされております。その概要について、事務局からご説明をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

【米澤特金室長】 資料6で、独法通則法改正法案の概要ということでございます。

独法制度が導入されてから7年もたっておりますので、この際、改めて見直し、特にガバナンスを強化していこうという趣旨でございます。この委員会に大きく関係いたしますのが独立行政法人の評価機能を一元化というところでございまして、現在、各省ごとに置かれております独立行政法人評価委員会というものは廃止するというところに、この法律案ではなっております。総務省に1つだけ置かれます、独立行政法人評価委員会というところが一元的に評価をするという仕組みでございます。

具体的には、この枠囲みのところを御覧いただきますと、現行と書いております。とこ

ろで、独立行政法人に対し、省単位に置かれております〇〇省独立行政法人評価委員会が評価をし、その評価に対して、これは総務省に置かれておりますけれども、政策評価・独立行政法人評価委員会というところが横断的に二次評価を加えるという仕組みになっております。この〇〇省独立行政法人評価委員会の評価を廃止いたしまして、新たに総務省に設置されます独立行政法人評価委員会というところが直接一元的に評価をするという仕組みに改めようというものでございます。

そのほか、法案の中身といたしましては、役員人事の一元化があります。法人の長を主務大臣が任命するわけですが、その際に内閣承認をすることにするとか、あるいは、監事の職務権限の充実強化でありますとか、役職員の再就職規制ですとか、そういったような中身が盛り込まれてございます。

ただ、法案の今後の見通しはちょっとまだ立っておりませんで、さきの通常国会に提出はされておりますけれども、臨時国会以降での審議ということになろうかと思っております。その法律の成立を受けまして、おおむね1年半から2年以内の政令で定める日からの施行になりますので、基金の存続期間との関係で若干微妙ではありますけれども、そういった状況になっております。

【亀井分科会長】 ただいまの御説明に関して、何か御質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして本日予定をしておりました議題はすべて御審議いただきましたので、本分科会を終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

本日は、長時間にわたりまして御審議いただきまして、まことにありがとうございました。